

市街化区域内農地の転用届出の事務処理に関する規程

舞鶴市農業委員会

(趣旨)

第1条 この規程は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項第7号または、法第5条第1項第6号の届出（以下「届出」という。）に関する事務処理に必要な事項を定める。

(届出)

第2条 届出の手続きについては、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省経営局長通知及び平成21年12月1日付け21農振第1599号付け農林水産省農村振興局長通知（以下「要領」という。）によるものとするほか、以下に掲げる書類については、受理手続きを迅速に行うため提出を求めるものとする。

- (1) 届出地の写真
- (2) 公図又は字切図の写し
- (3) その他参考となる資料

(総会の審議)

第3条 届出のあった場合、次の各号に該当するときは総会に付議しなければならない。

- (1) 届出の農地等の利用関係について現に紛争を生じている場合
 - (2) 届出の農地等の転用に伴い周辺農業者の営農上の土地利用や水利等に悪影響を及ぼすおそれのある場合
 - (3) その他これらに準じる場合
- 2 前項の付議事項は総会で審議された後届出を行った者に対して、可及的速やかに受理通知書を交付するものとする。

(届出農地の調査)

第4条 届出のあった場合当該農地について第3条第1項各号に掲げる事項に該当するか否かなど、あらかじめ総会で定められた委員等において調査を行なうものとする。

(専決事務処理)

- 第5条 会長は、前条にかかる調査を行った委員等の説明並びに意見を徴して第3条第1項各号に該当しない事が明確な場合は届出の事案について専決する。
- 2 会長は、前項の専決事項となった事案は可及的速やかに事務処理を行い、届出を行った者に対して、受理又は不受理の通知書を交付するものとする。
- 3 会長は、専決を行った事案について、直近の総会に報告しなければならない。

(関係書類の整備)

第6条 第4条の調査及び第5条の専決事務処理に係る関係書類はこれを整備し保存しなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は総会において定める。

附 則

この規程は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月14日から施行する。